

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和4年3月定例会	
議案番号 議案名	議案第 77 号 松戸市庁舎整備検討委員会の条例の制定について
議員名・会派名等	市民力・立憲民主党(山中啓之・岡本優子・中西香澄)
賛否態度	反対
賛否など態度決定 に至った理由や 討論	<p>※私たち市民力・立憲民主党は、本会議および委員会での討論という本来の発言を最大限に活かすことこそが議員の責務と考えます。非公式の場に、議会で発言してもいない意見を掲載するというやり方は、議員自らが議会における議論を軽視する行為であるとの考えから、以下、本会議・委員会など公の場で討論した内容を掲載いたします。</p> <p>議案第 77 号「松戸市庁舎整備検討委員会の条例の制定について」反対の立場から討論を致します。</p> <p>本議案は、庁舎整備に係る計画等の策定に当たり、市長の附属機関を設置するために検討委員会を設置しようとするものであります。市役所本庁舎の建設問題を巡っては、現在、様々な課題が生じておりますが、老朽化と耐震化不足による庁舎建替えが本市の喫緊の課題であることは皆様と共通の認識です。</p> <p>しかし、その建替候補地を巡り、市が示した「市役所機能再編整備基本構想(案)」には、市役所の建設候補地として「立地場所としては、新拠点ゾーンが最適であると考えています」と明記されており、十分な議論を経ずして場所の選定を行ったことから様々な異論や反対を招きました。これが様々な問題の端緒となっている事を今一度改めて指摘致します。</p> <p>昨年3月定例会に上程されていた「市役所機能再編整備基本計画策定業務委託(3000万円)」が議会で修正削除され、場所については「ゼロベース」で検討すると執行部より答弁がされ、以降、現在まで建設場所の候補地について今一度検討している最中であり、そして昨年12月定例会の会期中に上程された「一般会計補正予算(第9回)」にて、新庁舎整備業務の債務負担行為として令和4年度までに5318万1千円が設定されました。このうち金額の大半を占めているのが、『市役所のあり方・機能等検討業務委託』の債務負担限度額4580万円であり、その中に含まれる外部委員会の設置が今回の議案となっているものです。我が会派は当時もこの唐突な補正予算には反</p>

対を表明してきました。この4580万円には①市役所の「あり方」や「機能」の再構築、必要面積検討、②過年度調査の時点修正検討、③庁内ワーキンググループ、④外部委員会、の4つの実施項目がいわゆるパッケージとなっており、それぞれの項目の金額の明確化や精査が実質的に不可能なものとなっています。

市役所は全市民の関心が極めて高い案件であります。ゆえに我が会派は当初より、幅広く市民を巻き込んだ意見聴取を行うべきだと一貫して主張してきました。先の3000万円の「市役所機能再編整備基本計画策定業務委託」の修正案の提出者からさえも当時より「市民アンケート」や「ワークショップ」は非常に重要なものだと認識されているところは以前も指摘した通りです。

しかし、3月7日に行われた公共施設再編検討特別委員会の審査では、面積を含む市役所機能の在り方という極めて重要な問題に対し、僅か14人からなる検討委員会を設置するとの事ですが、公募市民はこの中で僅か2名と限定されてしまうとの事でした。検討委員会の設置により14名の声は聞く事になりましようけれど、これでは一般の多くの49万市民の声を聴取する機会は限定されてしまうのではないのでしょうか。市民の多様な声を聞く機会が減少し、僅か14名で事(こと)が進んでしまう事を懸念します。辛うじてアンケートや中間報告会はやるつもりとの事ですが、検討委員会とは政策立案における重みが違って来るであろう事は容易に想像がつかます。

更に、市民の意見と行政の進め方の情報の鮮度についても不均衡が生じています。令和3年1月4日から同年2月2日まで、「市役所機能再編整備基本構想(案)」のパブリックコメントが実施されました。しかし、1年以上経過した今も結果の公表が延期されており、未だ公表に至っておりません。松戸市パブリックコメント手続実施要綱の主旨からすると、市民から意見だけ集めておきながら、一方で市の回答を留保している状態は、市民の声を聞いて考慮した上で政策決定を行っているとは到底言えません。

市民意見に対する回答を行わず、市民の意見が宙ぶらりんのまま、市は事業を進めようとしています。この検討委員会設置を含む「市役所のあり方・機能等の検討業務委託」を進めるならば、市民と行政の進め方に情報のタイムラグが生じてしまいます。業務委託に含まれる過年度調査の時点修正や、その都度最新の情報を検討委員会には提供して会議を行うと思われれます。また、外部委員にはパブコメの内容を、市民への一般公開に先立って知らせる事があるという事も審査で判明しました。意見を寄せた市民はまだ市の回答も得ていませんし、外部の検討委員とは情報の不均衡が生じますから、平等に「情報の時点修正」が行われていません。

これでは、市民の意見が当時のままアップデートされず、多くの市民

の意見を公平に反映した運営とは言えません。パブリックコメントの扱いと連動して、更なる時間を費やしても、正しい進め方ができない事になります。

また、委員の任期は2年で再任を妨げないとの事でした。市は議会月を除く年8回程の会議を想定しているようですが、それでも相当の時間がかかることになります。今も本庁舎はIs値が低く、大地震の時には倒壊の恐れがあります。既に現地建替についての調査は過去の業務委託で民間事業者から報告がされている上、包帯工法は避難時間を稼ぐためのものに過ぎない事から、早急に耐震化や現地建替の踏み込んだ検討を行うべきと代表質問でも申し上げてきました。

市民の意見聴取のハードルが上がる事、長い検討時間を上乘せする事になることに加え、もう一つの懸念があります。それは市長の姿勢です。かつて旧上本郷の市立病院の老朽化・耐震化の問題から、一刻も早く建て替えて患者と医療関係者の命を守る必要がありました。あの時の市立病院建替問題を通じて得た教訓があるはずと思い伺いましたが、答弁では全く意に介さずの答弁でした。‘市民が主役’と標榜されていた市長の姿勢とも思えず、市民の声を聞かずに一部の人間で自分の進めたいように時間をかけて進めるのではないかという懸念は決定的なものとなりました。

そもそも本条例案には、市長という言葉が5回出てきます。所掌事務については市長が諮問し、委員は公募市民や学識経験者とは別に市長が必要と認める者を市長が委嘱し又は任命することができ、部会の臨時委員は市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱します。条例に定める者の他は委員会の組織や運営に関し必要な事項は市長が別に定めるとされています。要約すれば、話し合う内容も、委員も、臨時委員も、組織や運営についても市長が自分の裁量で決定できるということです。自由度が広い条例です。

このように、先のパブコメの扱いのように、自分の手で決める事のできる範疇の広い少人数の検討委員会を作り、多くの市民の意見やその考慮は後手にして、同時にそのために年月を費やすことで、市民と職員の命をこれ以上危険な状態のままにさらす事は許されません。よって本議案に反対します。皆様のご賛同を宜しくお願いします。